2026年11月13日

各　位

会社名　株式会社WHI Holdings
代表者名　代表取締役最高経営責任者　安斎　富太郎
（コード番号：679A　東証プライム市場）
問合せ先　最高財務責任者　伊東　壮彦
（TEL. 03-5575-5277）

株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2026年11月13日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所プライム市場への上場に伴う株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

１．引受人の買取引受けによる売出しの件

（１）売出株式の種類及び数

当社普通株式　42,735,200株

かかる売出株式総数のうち、日本国内における売出し（以下「引受人の買取引受けによる国内売出し」という。）に係る売出株式数は25,534,300株、海外市場（但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Ａに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における売出し（以下「海外売出し」といい、引受人の買取引受けによる国内売出しと併せて「本件売出し」という。）に係る売出株式数は17,200,900株の予定であるが、その最終的な内訳は、上記売出株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日（2026年12月７日）に決定される予定であり、その承認については当社代表取締役最高経営責任者 安斎富太郎に一任する。売出株式総数については今後変更される可能性がある。

（２）売出人及び売出株式数

①　引受人の買取引受けによる国内売出し

BCPE Wolf Cayman, L.P.	10,535,400株
Apfarge Investment Pte Ltd	10,535,400株
BCPE Wolf Cayman2, L.P.	4,463,500株

②　海外売出し

BCPE Wolf Cayman, L.P.	7,097,100株
Apfarge Investment Pte Ltd	7,097,100株
BCPE Wolf Cayman2, L.P.	3,006,700株

（３）売出方法

国内及び海外における同時売出しとする。

①　引受人の買取引受けによる国内売出し

売出価格での一般向け国内売出しとし、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、ＳＭＢＣ日興証券株式会社、BofA証券株式会社、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社及び株式会社ＳＢＩ証券を引受人として、引受人の買取引受けによる国内売出し分の全株式を引受価額で総額連帯買取引受けさせる。引受人の買取引受けによる国内売出しが中止された場合には、海外売出しも中止されるものとする。

②　海外売出し

海外売出しについては、Nomura International plc、Goldman

Sachs International、SMBC Bank International plc 及び Merrill Lynch International を共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社を引受人として、海外売出し分の全株式を引受価額で総額個別買取引受けさせる。海外売出しが中止された場合には、引受人の買取引受けによる国内売出しも中止されるものとする。

③　引受人の買取引受けによる国内売出し及び下記２．のオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹事会社は、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、ＳＭＢＣ日興証券株式会社及び BofA 証券株式会社であり、当社普通株式を取得し得る投資家のうち、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村證券株式会社及びＳＭＢＣ日興証券株式会社が共同で行うものとする。また、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、ＳＭＢＣ日興証券株式会社及び BofA 証券株式会社が共同で行うものとする。

④　本件売出し及び下記２．のオーバーアロットメントによる売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、ＳＭＢＣ日興証券株式会社及び BofA 証券株式会社とする。

（４）売　出　価　格　　未　定（今後開催する取締役会において承認される仮条件をもとに、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、売出価格決定日（2026 年 12 月７日）に引受価額（売出人が引受人より１株当たりの買取金額として受け取る金額）と同時に決定される予定であり、その承認は代表取締役最高経営責任者 安斎富太郎に一任する。）

（５）申　込　期　間　　2026 年 12 月８日（火曜日）から
（国　内）　　2026 年 12 月 11 日（金曜日）まで

（６）申込株数単位　　100 株

（７）株式受渡期日　　2026 年 12 月 15 日（火曜日）

（８）引受人の対価　　引受手数料は支払われず、これに代わるものとして売出価格から引受価額を差し引いた額の総額が引受人の手取金となる。

（９）前記各項を除くほか、本件売出しに関し取締役会の承認を要する事項は、今後の取締役会において承認する。その他本件売出しに必要な一切の事項については、代表取締役最高経営責任者 安斎富太郎に一任する。

(10) 前記各項のうち、引受人の買取引受けによる国内売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

(11) 引受人の買取引受けによる国内売出しが中止された場合には、海外売出し及び下記２．のオーバーアロットメントによる売出しも中止される。また、海外売出しが中止された場合にも、引受人の買取引受けによる国内売出し及び下記２．のオーバーアロットメントによる売出しも中止される。

２．オーバーアロットメントによる売出しの件

（１）	売出株式の種類及び数	当社普通株式　6,410,200株（上限） （売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。なお、売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日（2026年12月７日）に決定される予定である。）
（２）	売出人及び売出株式数	野村證券株式会社　6,410,200株（上限）
（３）	売出方法	売出価格での一般向け国内売出しとする。
（４）	売出価格	未　定（上記１．における売出価格と同一とする。）
（５）	申込期間	上記１．における申込期間と同一とする。
（６）	申込株数単位	上記１．における申込株数単位と同一とする。
（７）	株式受渡期日	上記１．における株式受渡期日と同一とする。

（８）前記各項を除くほか、オーバーアロットメントによる売出しに関し取締役会の承認を要する事項は、今後の取締役会において承認する。その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項については、代表取締役最高経営責任者 安斎富太郎に一任する。

（９）前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、引受人の買取引受けによる国内売出しが中止された場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止される。

３．引受人に対する指定販売先への売付け要請（親引け）の件

当社は、上記１．の引受人の買取引受けによる国内売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、国内売出株式数のうち、取得金額450百万円に相当する株式数を上限として、当社グループの従業員の福利厚生を目的に、Works Human Intelligenceグループ社員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」第２条第２項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、ジョイント・グローバル・コーディネーターは親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

［ご参考］

1．株式売出しの概要

（1）売出株式数　普通株式　引受人の買取引受けによる売出し　42,735,200株
（引受人の買取引受けによる国内売出し　25,534,300株、海外売出し　17,200,900株）
最終的な内訳は、上記売出株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日に決定される。

オーバーアロットメントによる売出し(*)　上限6,410,200株

（2）需要の申告期間（国内）　2026年12月1日（火曜日）から
2026年12月4日（金曜日）まで

（3）売出価格決定日　2026年12月7日（月曜日）
（売出価格は、今後開催される取締役会において承認される仮条件をもとに、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で決定される。）

（4）申込期間（国内）　2026年12月8日（火曜日）から
2026年12月11日（金曜日）まで

（5）株式受渡期日　2026年12月15日（火曜日）

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受けによる国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、野村證券株式会社が行う日本国内における売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村證券株式会社がBCPE Wolf Cayman, L.P.、Apfarge Investment Pte Ltd及びBCPE Wolf Cayman2, L.P.（以下「貸株人」という。）より借入れる当社普通株式6,410,200株（上限）（以下「借入株式」という。）であります。

これに関連して、貸株人は、野村證券株式会社に対して、6,410,200株を上限として、2026年12月15日から2026年12月28日までを行使期間として、その所有する当社普通株式を追加的に取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を付与する予定であります。

また、野村證券株式会社は、上場（売買開始）日（2026年12月15日）から2026年12月28日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、ゴールドマン・サックス証券株式会社、ＳＭＢＣ日興証券株式会社及びBofA証券株式会社と協議の上、借入株式の返却を目的として、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

なお、シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社はゴールドマン・サックス証券株式会社、ＳＭＢＣ日興証券株式会社及びBofA証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか又はオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。シンジケートカバー取引により買い付けられ、返却に充当される当社普通株式の株式数が、借入株式の株式数に満たない場合、不足する株式数については野村證券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより、貸株人への返却に代えることといたします。

2．株主への利益配分

（1）利益配分の基本方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の一つと認識しております。企業体質の強化や積極的な研究開発及び事業展開に資金を備えることを重視しつつ、経営成績や財政状態を総合的に勘案し、毎期のフリー・キャッシュ・フローに応じた最適な利益還元について検討していく方針で

す。

（２）内部留保資金の使途
内部留保資金については、中長期的な成長のための事業基盤の強化等に有効活用してまいります。

（３）今後の株主に対する利益配分の具体的増加策
上場後の利益配分の方針としましては、当面の間は当社が重視する親会社の所有者に帰属する調整後当期利益（注１）を基準とした配当性向30%程度の株主還元を実施することを目標とします。また、経済情勢、他社との競業、技術革新、お客様ニーズの変化、法改正などの要因によって将来の数値は大きく異なる可能性はありますが、本日現在においては、純有利子負債（注２）を調整後 EBITDA で除したレバレッジ水準が３倍未満となった翌期より、株主還元性向のさらなる引き上げを目指す方針です。

（注）１．親会社の所有者に帰属する調整後当期利益は、親会社の所有者に帰属する当期利益に、HUE 基盤使用料、セパレーションコスト、TSA 費用、マネジメントフィー、その他雑費、PPA において認識された販売用ソフトウェア償却費、PPA において認識された顧客関連資産償却費、PPA に関連する前受金の調整及びリファイナンス関連費用を加算し、調整項目に関連する法人税等調整額を減算し、組織再編に伴い引き継げなかった繰越欠損金の税効果影響額を加算して算出しています。
２．純有利子負債＝ 借入金 ＋ リース負債 ＋ その他の金融負債 － 現金及び現金同等物

（４）過去の３決算期間の配当状況（単体）

	2023 年 12 月期	2024 年 12 月期	2025 年 12 月期
１株当たり当期純損失（△）	△612.01 円	△16.79 円	△18.28 円
１株当たり配当額	―	―	―
（１株当たり中間配当額）	（―）	（―）	（―）
実績配当性向	―	―	―
自己資本利益率	―	―	―
純資産配当率	―	―	―

（注）１．2023年12月期の会計期間は2023年３月20日から2023年12月31日までの９か月12日間となっております。
２．１株当たり配当額、実績配当性向及び純資産配当率については、配当実績がないため、記載しておりません。
３．自己資本利益率は、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
４．当社は、2026年10月19日付の取締役会決議により、同日付で普通株式１株につき50株の割合をもって株式分割を行っておりますが、2024年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純損失を算定しております。

また、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（2012年８月21日付東証上審第133号）に基づき、2023年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の１株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、2023年12月期の数値については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

		2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
１株当たり当期純損失（△）	（円）	△12.24	△16.79	△18.28
１株当たり配当額	（円）	―	―	―
（うち１株当たり中間配当額）		（―）	（―）	（―）

３．販売方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及び委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

４．ロックアップについて

上記１．の引受人の買取引受けによる売出し及び上記２．のオーバーアロットメントによる売出しに関連して、売出人及び貸株人であるBCPE Wolf Cayman, L.P.、Apfarge Investment Pte Ltd及びBCPE Wolf Cayman2, L.P.並びに当社の株主である安斎富太郎及び石川芳郎は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の日（2027年６月12日（当日を含む。））までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の譲渡又は処分等（但し、引受人の買取引受けによる国内売出し、海外売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションが行使されたことに基づいて当社普通株式を売却すること等を除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

また、上記１．の引受人の買取引受けによる売出し及び上記２．のオーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の発行等（但し、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

さらに、上記１．の引受人の買取引受けによる売出し及び上記２．のオーバーアロットメントによる売出しに関連して、親引け先であるWorks Human Intelligenceグループ社員持株会に対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の譲渡又は処分等を行わない旨を約束する書面を差し入れるよう要請を行う予定であります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該誓約の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

（注）上記「２．株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意：この文書は当社株式売出しに関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。2026 年 11 月 13 日開催の当社取締役会において決議された当社普通株式の売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。